

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 1 号

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成 3 年寒川町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。